

(2026年9月15日発表)

「井川湖渡船事業」に対する「輸送の安全確保に関する命令」について

静岡市が葵区井川で運営する井川湖渡船事業について、国土交通省中部運輸局から、2026 年 9月15日、海上運送法第 19 条第 2 項に基づく「輸送の安全確保に関する命令」を受けました。

本命令は、2026 年 5 月 7 日(木曜日)に、遊覧船「令和聖(れいわひじり)」が出航時に渡船「赤石丸(あかいしまる)」と接触した事故を受けて行われた立入検査の結果によるものです。

静岡市は、利用者の安全を最優先に、命令で指摘された事項を是正するとともに、安全管理体制の一層の強化に取り組みます。

1, 接触事故の概要

(1) 発生日時 2026 年 5 月 7 日(木曜日) 13:00

(2) 発生場所 井川湖渡船本村乗り場

(3) 概要(被害状況)

- ・遊覧船令和聖が出航時に赤石丸に接触し、船尾部分を損傷し、1cm×5cmの亀裂が発生。
- ・船長が船上から損傷箇所を目視し、異常が無いと判断し乗客2名を乗せて運航。

【井川湖渡船事業の概要】

- ・事業目的 井川地区への誘客による地域振興(定期便・遊覧船運航・イベント企画)
- ・運航船舶 赤石丸(あかいしまる):定期航路 井川本村発 ⇄ 井川堰堤(ダム)着
令和聖(れいわひじり): 遊覧航路 井川本村発着 ⇄ 井川大橋周遊
- ・運航便数 〈定期航路〉4便(往復)/日 〈遊覧航路〉4便/日
- ・運営主体 静岡市(井川森林組合へ業務委託)

(詳細 HP:<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5796/s006226.html>)

2, 事案の経過

- 5月 7 日(木) 令和聖出航時に赤石丸に接触し、船尾部分を損傷したが運航を継続
- 5月8日(金) 損傷箇所へ防水シート(ガラスマット)を貼りつける修繕を職員により実施
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局へ事故報告書を提出
- 5月 11 日(月) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局による「立入検査」後、運航を停止
- 5月 16 日(土) 専門業者による遊覧船(令和聖)の船尾損傷部を修繕
- 6月 12 日(金) 日本小型船舶検査機構(JCI)による船体検査
- 6月 17 日(水) 日本小型船舶検査機構(JCI)から船舶検査証書が交付され、運航を再開
- 9月15日(火) 国土交通省中部運輸局より「輸送の安全確保に関する命令」の通知受理

3, 「輸送の安全確保に関する命令」の概要 ※添付資料「輸送の安全確保に関する命令」参照

次の事項については是正を求められた

- ・通常時からの安全確保措置(指摘事項:1、2、3、5)
- ・法令遵守事項の周知(指摘事項:2、5)
- ・事故後の対応(指摘事項:4、6、7、8、9)
- ・定期的な安全教育の実施(指摘事項:10)
- ・内部監査の実施及び記録(指摘事項:11)

4, すでに講じた再発防止策

事故発生後、速やかに安全統括管理者である静岡市の担当者と運航管理者である井川森林組合の関係者が、次のとおり再発防止策を実施しています。

① 再発防止にかかる安全管理体制の確認・徹底

- ・安全管理規程を市担当者・船長・陸上作業員にて対面で再確認を行い、安全基準について周知を図りました。
- ・事故原因を洗い出し、再発防止の具体的な対策を講じるためのチェックリストを作成し、毎月1回チェックリストによる安全確認を行っています。
- ・船体やエンジン等に異常が出た場合の連絡体制及び処理基準について再確認しました。
- ・安全な運航を確保するため、船長と陸上作業員により運航発着時の手順をダブルチェックするよう運用を変更しました。
- ・市担当者・船長・陸上作業員が乗船し試験運航を行い、運航手順について安全が確保されていることを確認しました。

② 安全ミーティングの実施(毎月1回)

- ・「再発防止策が有効に機能しているか」の検証及び「安全管理体制に不備はないか」のチェックを実施しています。

5, 命令を受けての再発防止策【今後の対応】

- ・既に再発防止策を講じ、日々の安全運航に努めていますが、今回の是正命令内容を受け、各項目についての再発防止策を検討し、関係者間で周知・徹底することで、更に安全管理体制を強化していきます。
- ・今回の命令に対し、1カ月以内に国土交通省中部運輸局へ是正措置の内容を報告します。

6, 赤石丸(あかいしまる)の運航について

この命令による運航の停止はありません。運航は、通常どおり行います。

7, 環境局長コメント

今回、静岡市が運営する井川湖渡船事業において、国土交通省中部運輸局より輸送の安全確保に関する命令の通知を受けたことは、安全管理の不備によるものであり、利用者のみならず並びに関係者のみなさまに深くお詫び申し上げます。

現在、組織を挙げて安全管理体制の見直しを行うとともに市職員及び運航関係者に対して法令遵守の徹底を指示しております。

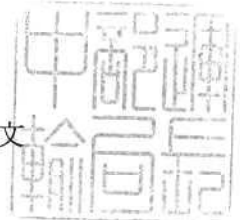
今後、より一層の安全管理意識の向上を図ることで利用者の安全確保に努めてまいります。

【問い合わせ先】 環境局井川支所 担当者:高松、岩井 電話:054-260-2211

中運安労第 65 号
令和 8 年 9 月 15 日

静岡市 市長
難波 喬司 殿

中部運輸局長 神谷 昌文



輸送の安全確保に関する命令

輸送の安全確保の重要性については、機会のある毎に注意喚起及び指導を行ってきたところである。

今般、令和 8 年 5 月 7 日に、貴社の経営する旅客不定期航路事業のうち井川本村周遊航路（東海不第 658 号）において運航する旅客船「令和聖」が、井川本村にある渡船場で他船（赤石丸）に接触する事故を起こした後も関係機関への報告を行うことなく、運航を継続していたことが判明した。

これを受けて、当局が同年 5 月 11 日に海上運送法第 25 条第 1 項に基づく検査を実施したところ、安全管理規程等に違反する事実が確認されたことは、極めて遺憾である。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同法第 19 条第 2 項に基づき、下記事項について、早急に改善措置をとるべきことを命ずる。

本命令に対し、貴社が講じた具体的措置について、同年 10 月 14 日までに、文書により中部運輸局長あて報告されたい。

記

	命令事項	違反点数	適用
①	経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び市の規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、市全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。	1 点	経営トップの主体的関与なし（☆）
②	安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を市内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2 点	安全統括管理者の職務・権限違反（☆）
③	運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。	2 点	運航管理者の職務・権限違反（☆）

	命令事項	違反点数	適用
④	船長及び運航管理者は安全管理規程第23条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置を実施すること。	1点	配船計画 1. 安全性未検討 (☆)
⑤	運航管理者及び船長は、安全管理規程第37条に基づき、陸上において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること。	1点	旅客に対する周知等 2. 旅客が遵守すべき事項の未周知 (☆)
⑥	船長は安全管理規程第40条に基づき、船舶の船体等の点検中、運航に支障を及ぼすおそれがある異常を発見したときは修復整備の措置を講ずること。	10点	船舶の点検整備 5. 異常時の対応未措置 (☆)
⑦	船長及び運航管理者は、安全管理規程第43条に基づき、事故の状況及び講じた措置を速やかに警察官署に連絡すること。	2点	事故処理の未実施 (☆)
⑧	運航管理者は、事故の発生を知ったときは、安全管理規程第44条に基づき、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報すること。		
⑨	安全統括管理者は、安全管理規程第45条に基づき、事故後の状況把握・分析及びリスクの明確化をした上で適切な措置を講じること。		
⑩	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。	2点	安全教育の実施及び記録 3. 未実施 (☆)
⑪	船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢の機能全般にわたる内部監査を年に1回以上実施し、その記録を確実にとること。	1点	内部監査の実施 1. 記録内容不備 (☆)
違反点数合計		22点	
うち輸送の安全に関する違反 (☆)		22点	

※輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記する

備 考

「違反点数」については、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達）によるものである。

<教示>

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、書面で、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができます。

（処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申立の手続きを経ずに、処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては、国を代表する者は、法務大臣となります。

（処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

